

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（平成 26 年度）

平成 27 年 7 月 28 日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）第 13 条第 1 項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成 23 年 8 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 26 年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

なお、厚生労働省においては、平成 27 年度における取組ではあるが、ロシア連邦等から提供された抑留者に関する資料の全てについて、資料の概要と主な記載事項等を公表し、このうち、死亡者に関する資料については、北朝鮮等の地域において死亡した者を含め、平成 27 年 6 月末現在、10,723 人（うち、個人を特定した者 2,942 人）の氏名、死亡年月日等を公表している。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針 1(2), 2(1)(3), 5, 6, 7）

- 厚生労働省は、平成 22 年 4 月までにロシア連邦から提供された抑留者登録カード（約 70 万枚）について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、平成 26 年度は、938 名の抑留中死亡者に関して資料を特定した。これにより、平成 26 年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は総計 39,218 人（未特定の抑留中死亡者は約 1 万 6 千人）となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、1,182 人分の遺族の所在を確認し、その遺族に対して得られた情報をお知らせした。
- 厚生労働省は、平成 3 年に締結された「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）に基づき、外務省の協力を得て、ロシア連邦に対して抑留中死亡者に関する未発見資料の調査等を要請した。
- 厚生労働省は、ロシア連邦国立軍事古文書館が保管する護送部隊、収容所等に関する資料約 15,400 枚を入手した。

2. 遺骨収集帰還事業の実施（基本方針 1(2), 2(2), 4, 5, 6, 7）

（埋葬地調査）

- 厚生労働省は、埋葬地の情報はあるものの未だに場所が特定できていない埋葬地について、外務省及び民間団体等の協力を得て、沿海地方、ハバロフスク地方、ザバイカル地方及びアムール州（以上、ロシア連邦）並びにカザフスタン共和国の 5 地域で調査を行った。その結果、合計 4 カ所の埋葬地の特定に至った。
- また、厚生労働省は、日ソ協定に基づき、外務省の協力を得て、ロシア連邦に対して未だに埋葬地の特定ができていない埋葬地についての未発見資料の調査等を要請した。

(遺骨の収容)

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、ハバロフスク地方 76 柱、沿海地方 28 柱、ザバイカル地方 16 柱、イルクーツク州 15 柱、アムール州 7 柱及びモルドヴィア共和国 1 柱（以上、ロシア連邦）の計 143 柱の遺骨を収容した。これにより、平成 26 年度末までに収容した遺骨は総計 17,944 柱になった。

(DNA 鑑定)

- 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺族が判明する可能性があるものについて DNA 鑑定を実施した。その結果、65 柱の身元が判明した（判明に至らなかった遺骨は 125 柱）。これにより、平成 26 年度末までに DNA 鑑定で判明し遺族にお渡しした遺骨は 982 柱となった（判明に至らなかった遺骨は 980 柱）。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管（基本方針 2(1)(3)）

厚生労働省は、これまでに、抑留中死亡者約 3 万 8 千人分の個人資料、抑留帰還者本人約 47 万人分の個人資料について国立公文書館に移管している。

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝（基本方針 3, 5）

厚生労働省は、外務省の協力を得て、アムール州、ハバロフスク地方、沿海地方（以上、ロシア連邦）及びカザフスタン共和国の 4 地域で慰霊巡拝を実施し、遺族 36 人が参加した。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理（基本方針 3, 5）

厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク（ロシア連邦）とウランバートル（モンゴル）の戦没者慰霊碑を管理している。

また、これまで旧ソ連地域の以下の 13 地域に小規模慰霊碑を建立し、地方政府に管理を委託している。

(小規模慰霊碑の建立地域)

タタールスタン共和国、クラスノヤルスク地方、ハカシア共和国、スベルドロフスク州、ケメロボ州、ノボシビルスク州、アルタイ地方、オレンブルグ州、沿海地方、アムール州、ザバイカル地方（以上、ロシア連邦）、ウズベキスタン共和国、ジョージア

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

(基本方針 3)

厚生労働省は、昭和館等の施設間の適切な連携を図るため、総務省、昭和館、しょうけい館及び平和祈念展示資料館出席のもと、昭和館主催の関係施設連携会議を 2 回開催し、

①広報についての連携

②関係施設の地方巡回展に係る連携

等について検討を行い、各館が連携して夏休み期間にスタンプラリーを実施したほか、昭和館及び平和祈念展示資料館が同一会場で同一期間に地方巡回展を開催した。

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携 (基本方針 3)

平成 26 年 8 月 23 日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花を行った。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

(基本方針 3)

総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請 (基本方針 7)

外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。